

監事監査報告書

平成 28 年 5 月 20 日

学校法人松山大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 松山大学

監事 宍戸 邦彦 (印)

監事 新田 孝志 (印)

監事 植村 礼大 (印)

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人松山大学寄附行為第 15 条の定めに基づき、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの平成 27 年度における学校法人松山大学の業務並びに財産の状況について監査を行い、各監事の作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、監事会において監査の方針を定め各監事から監査の実施状況及び結果について報告するとともに、常務理事等から職務の執行状況の報告を受け必要に応じて説明を求めました。また、重要な決済書類等を閲覧するほか、理事会及び評議員会に出席し、業務の報告を聴取しながら監事として適切な意見を述べました。

さらに、会計監査人たるえひめ有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを検証するとともに会計監査人から必要に応じて説明を受け、会計監査人の監査方法及び監査結果の相当性を判断しました。その上で、当該年度に係る計算書類すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 常務理事会、理事会及び評議員会は、法令及び寄附行為に基づき適正に行われていると認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 各部署の業務は、事業計画に基づき適正に実施されており指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細表の監査結果

財産目録及び計算書類は、学校法人の収支及び財産の状況を適正に表示していると認めます。

以上